

のと里山空港グループ旅行助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港利用促進同盟会（以下「同盟会」という。）が、能登—羽田便に搭乗する地域グループ・団体に対し、のと里山空港グループ旅行助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地元利用の促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象グループ・団体（以下「対象グループ・団体」という。）は、次の各号を具備するグループ・団体とする。

- (1) 同盟会に加盟する市町の住民及びのと里山空港ウイング・ネットワーク会員で構成するグループ・団体
- (2) のと里山空港発着の同一定期便に搭乗する10人以上のグループ・団体又は、ウイング・ネットワーク会員にあっては5人以上のグループ・団体

2—次に掲げる者は助成金交付の対象から除くものとする。

- (1) 搭乗日現在、満3歳未満の旅行者（座席を確保し小児料金を支払った満3歳未満の小児については対象者とする。）
- (2) 同盟会が主催または旅行事業者と提携して実施する旅行の参加者及び航空運賃の全部または一部に官公庁等の公金が充てられている旅行の参加者
- (3) 同盟会に加盟する市町内の小学校、中学校または高等学校の修学旅行の参加者
- (4) 往復便が同一でない往復搭乗者。ただし、片道搭乗者として助成の対象となる者は、その適用を受けることができる
- (5) 搭乗便が同一でない片道搭乗者

3 対象グループ・団体の搭乗機または搭乗予定機が、やむを得ない理由によりのと里山空港以外の空港に着陸した場合についても適用する。

(助成金の額)

第3条 同盟会は、対象グループ・団体の搭乗者1人に対し次に掲げる額を当該年度予算の範囲内で助成金として交付するものとする。

- (1) 片道搭乗者 1,500円
- (2) 往復搭乗者 3,000円

(交付申請書の提出)

第4条 対象グループ・団体は、事業を申請するにあたり、助成金制度の目的を達成するため、関係グループ・団体、参加グループ・団体と十分協議し、申請するものとする。

2 対象グループ・団体は、事業完了後30日以内に助成金交付申請書を提出するものとする。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第5条 同盟会は、第4条による助成を決定した後に、虚偽の内容その他不正な手続きにより助成金を受けたことが判明した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことができる。

2 対象グループ・団体は、前項による取り消しを受けた場合は、速やかに取り消された額を同盟会に返還しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、同盟会会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年7月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年3月14日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。